

監 査 報 告 書

令和7年5月28日

学校法人 鶴岡学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 鶴岡学園

監事 中村 至 

監事 久米 信行  印

私たちは、旧私立学校法（令和5年5月8日施行）第37条第3項及び学校法人鶴岡学園 旧寄附行為（令和6年4月1日施行）第15条第1項の規定に基づき、学校法人鶴岡学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務及び財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行なった。

私たちは、監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、有限責任あずさ監査法人から私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べるにあたり、必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載金額と一致し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上